

令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託 に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務

2 業務委託目的

熊本県では、「第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）」を定め、「県民が生涯を通じて心豊かに暮らし続けることができる熊本」を目指し、全体目標に「健康寿命の延伸」を掲げ、さまざまな施策に取り組んでいる。

健康づくりは県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組むことに加え、社会全体が個人の健康を支え、守る環境を整えていくことが重要である。

県では平成13年から、保健医療福祉関係団体、学識経験者、事業者団体、教育・行政などの44団体が構成員となった「熊本県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）」を核とし、「健康づくり県民運動（以下「県民運動」という。）」を展開してきた。

また、「くまもとスマートライフプロジェクト」として、県民が元気で健康な毎日送るために重要な6つのアクション（①適度な運動②適切な食生活③禁煙④健診やがん検診受診⑤歯と口腔のケア⑥十分な睡眠）の実践を推進している。

今年度は、県民運動の更なる推進に向け、県民をはじめ県民会議参加団体やスマートライフプロジェクト応援団の企業・団体等が一体となって、これまで以上の機運醸成、普及啓発等を一体的に実施することにより、県民総ぐるみの健康づくり運動を強化・推進する必要がある。

そのため、本事業は、これらの能力を有する事業者に委託しなければ実施が不可能であることから、企画コンペにより複数の者からの提案を求め、審査基準に基づき最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定する。

3 委託業務の内容

別添「令和7年度（2025年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月25日（水）まで

5 委託限度額

12,073千円を上限とする

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。）

6 参加資格

本業務を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力、演出力、実践力等を有するとともに、業務に必要な事務・手続きを迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- （１） 熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」の「広報・広告業務」又は「催事関係業務」に登録があること。なお、コンソーシアム等複数の事業者で事業を実施する場合には、代表する者が当該名簿に登録されていること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６１号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （４） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （５） 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）による指名停止期間中でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （６） 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （７） 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全てがこの要件を満たしていること。
- （８） 熊本県内に本店又は支店等を設置している法人であること。コンソーシアムの場合は、熊本県内に本店又は支店等を有する事業者が１社以上参加していること。
- （９） 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- （１０） 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- （１１） 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

7 事業者説明会

日 時：令和7年6月26日（木）

場 所：防災センター310会議室

その他：1事業所あたり、2人までの参加とする。

企画提案者は、必ず事業者説明会に参加すること。また、参加にあたり、参加申込書（別紙様式1）を令和7年6月24日（火）午後5時までに、FAX又はメールで提出すること。

8 企画コンペに係る質問

FAX又はメールにより令和7年7月10日（木）午後5時まで受け付ける。（別紙様式2）

FAX：096-383-0498

メールアドレス：kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp

※質問のメール送付後は県健康づくり推進課（096-333-2252）に確認の電話を入れること。

9 応募方法等

（1）提出書類

①企画コンペ参加申込書（別紙様式3）

②企画コンペ参加資格確認申請書（別紙様式4）

③業務実績書（別紙様式5）※別紙様式4の6に該当する場合のみ

④事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）

⑤企画提案書（任意様式）

原則としてA4判左綴じとし、書式、枚数等については自由とするが、内容は仕様に沿って簡潔・明瞭に記載すること。

⑥事業者概要（任意様式）

コンソーシアムの場合は、構成員ごとに事業者概要を作成すること。

⑦実施体制図（任意様式）

業務責任者、担当者、一部業務を再委託する場合は再委託先等を明記すること。

⑧業務スケジュール表（任意様式）

⑨概算経費見積書

⑩参考資料（必要に応じて）

（2）企画提案書等提出部数

各9部（原本1部＋写し8部）

（3）企画提案書等提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時必着

(4) 企画提案書等提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表する者が提出を行うこと。

(5) 企画提案書等提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

電話番号 096-333-2252

健康長寿・食育班 吉竹、上野

10 審査・選定方法等

(1) 審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、審査員は熊本県職員の中から選定する。

(2) 選定方法

①書類審査の実施

企画提案書の提出後、速やかに、審査会の前に書類審査を行い、次の②の審査会に参加する応募者を選定する。この場合、選定の可否に関わらず、全ての応募者に書類審査の結果を通知する。

②審査会の開催

①の書類審査で合格した応募者が企画提案の内容についてプレゼンテーションを行い、審査会でこれを評価し、最上位の提案者を契約候補者とする。

なお、最上位の提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を契約候補者とする。また、各審査員の評価点は70満点とし、各審査員の評価点の平均が35点に満たない場合は、不合格とする。

※5点配点の項目の評価点は、「優れている＝5点」「やや優れている＝4点」「普通＝3点」「やや劣る＝2点」「劣る＝1点」「評価できない＝0点」として採点する。

※3点配点の項目の評価点は、「優れている＝3点」「普通＝2点」「劣る＝1点」「評価できない＝0点」として採点する。

※プレゼンテーションの際の入場者数については2名以内とし、20分間（説明15分、質疑応答5分）で審査を行う。なお、応募者数によってはプレゼンテーションの時間が短くなる場合がある。

※パソコン、プロジェクター、スクリーンは設置なし。

(3) 審査会の審査結果は、文書で審査会に参加した応募者に通知する。

(4) 審査基準は以下のとおりとする。

＜審査基準＞ ※数字は仕様書の「2 委託内容」

審査項目		配点
全体		10
	・ 事業目的に沿った内容となっているか	5
	・ 実施内容、方法等が具体的に示されているか	5
企画内容		45
(1) 県民フォーラム、 県民横丁の企画・運営	① 集客が見込める内容か	3
	② 誘客に繋がる工夫があるか	3
	③ 県民横丁出展者の参加募集に工夫があるか	3
	④ 県民の目にとまり、誘客に繋がる工夫があるか	3
(2) スマートライフプ ロジェクトの6つのアク ションの推進 1) 健康運動の取組み (適度な運動)	【⑤ウォーキングキャンペーン】 ・ 参加者を集めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 内容、周知方法等がターゲットに対して適当か	3
	【⑥運動に関するイベント等】 ・ 参加者を集めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 内容、周知方法等がターゲットに対して適当か ・ 会場等でスムーズに実施できる内容か	3
2) 食環境の整備促進 (適切な食生活)	【⑦ (仮称) 野菜くまもり&くま塩ヘルシーキャン ペーン】 ・ 参加者を集めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 内容、周知方法等がターゲットに対して適当か ・ 野菜摂取量増加や減塩に繋がる内容か	3
	【⑧啓発グッズの作成】 ・ グッズは魅力的か、啓発に繋がるものか ・ 県民に配付することが想定されているものか	3
3) 健康経営の推進	【⑨ロゴマークリニューアル・グッズの作成】 ・ 様々な場面で活用できるものとなっているか	3
	【⑩健康経営の優良事例の収集及び横展開】 ・ 取材候補先が示されているか ・ 内容、媒体等がターゲットに対して適当か ・ 多くの企業に広めるための工夫や仕掛けがあるか	3
	【⑪健康経営のノウハウの提供】 ・ 支援内容、方法等が具体的か ・ 健康経営の導入又は推進の支援として効果的か	3

(3) 普及啓発の推進 1) 広報プロモーションの実施	【⑫周知啓発】 ・ 内容、周知方法等がターゲットに対して適当か ・ 健康無関心層にも届くような広報媒体を活用しているか	3
	⑬多くの人の興味を引くための工夫がされているか	3
2) その他の普及啓発	【⑭グッズ等の作成】 ・ グッズは魅力的か、啓発に繋がるものか ・ 県民に配付することが想定されているものか	3
(4) 効果測定	⑮適切な効果測定の方法が提案されているか	3
体制		9
	⑯委託業務の実施体制 ・ 委託期間内に着実、迅速な業務遂行を行うことができる実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）となっているか	3
	⑰スケジュールは適当か	3
	⑱業務を実施するのに十分な実績があるか	3
事業者の取組（公告日現在）		6
(1) 働く環境の整備	⑲熊本県ブライト企業の認定を受けている	2
(2) 多様な人材の活躍	⑳障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある	1
(3) 環境配慮	㉑事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある	1
(4) その他の持続可能な社会の実現	㉒熊本県SDGs登録制度に登録している	1
	㉓パートナーシップ構築宣言に登録している	1

1.1 スケジュール

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 募集開始（県HP掲載） | 令和7年6月19日（木） |
| (2) 事業者説明会 | 6月26日（木） |
| (3) 質問締切 | 7月10日（木） |
| (4) 企画提案書締切 | 7月16日（水） |
| (5) 審査会（プレゼンテーション） | 7月23日（水） |
| ※場所及び時間については、書類審査合格者に別途連絡する。 | |
| (6) 審査結果通知 | 7月下旬 |
| (7) 契約内容協議・契約締結 | 7月下旬～8月上旬 |

- | | |
|-------------------|--------------|
| (8) 委託終了（実績報告書提出） | 令和8年3月25日（水） |
| (9) 検査 | 速やかに実施 |
| (10) 支払 | 請求書受理後30日以内 |

1 2 委託事業者決定後の業務執行

- (1) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (2) 契約締結の際は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同条第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (3) 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、又は記載事項に疑義が生じた場合は県と協議することとする。

1 3 留意事項

- (1) 事業の実施においては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案通りの実施を保証するものではない。
- (2) 提出書類の作成・提出に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書及び審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案書及び審査過程において、記載事項の虚偽や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とする。
- (5) 企画提案書は、1事業者（コンソーシアム）につき1件とする。
- (6) その他詳細は、業務仕様書のとおりとする。